

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成25年12月24日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成26年1月14日から同年2月3日まで縦覧に供する。

平成26年1月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
丸亀市綾歌町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）西新田地区	丸亀市産業文化部農 林水産課
”	単独県費補助土地改良事業 （ため池改修事業）浦谷上池地区	”
”	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）北内地区	”
”	単独県費補助土地改良事業 （ため池改修事業）西池地区	”
”	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）成願寺地区	”
”	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）室塚上地区	”
”	単独県費補助土地改良事業 （ため池改修事業）打越下池地区	”
”	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）天満地区	”
”	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）西行末地区	”
”	単独県費補助土地改良事業 （ため池改修事業）原下池地区	”
”	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）下土居地区	”
”	単独県費補助土地改良事業 （ため池改修事業）赤子池地区	”
”	単独県費補助土地改良事業 （樋門改修事業）中新田上地区	”